

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月十一日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第一号

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年仙台市人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(職員の範囲)</p> <p>第三条 条例第九条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から<u>三十五年</u>を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの</p> <p>二 [略]</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は、三十五年（第三条第二号又は第四条第二号に規定する職員にあつては、六年）とし、その月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、<u>第一号に規定する職員に対する別表第一の適用については、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日の属する月の翌月の初日から採用の日又は第四条第一号に規定する職員となった日までの期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</u></p> <p>[一・二 略]</p> <p>2 前項第一号に規定する職員のうち同項後段の規定により支給期間が<u>三十五年に満たずに初任給調整手当が支給されない</u></p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第三条 条例第九条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から<u>三十七年</u>（<u>医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）に規定する臨床研修（第六条第一項において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（同項において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年</u>）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの</p> <p>二 [略]</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は、三十五年（第三条第二号又は第四条第二号に規定する職員にあつては、六年）とし、その月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、<u>大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条第一号に規定する職員となった日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる第二条に規定する職を占める職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する別表第一の適用については、採用の日又は同号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</u></p> <p>[一・二 略]</p> <p>2 前項第一号に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により<u>初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこ</u></p>

こととなる職員で特別な事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

3 [略]

(支給要件の改正の場合の措置)

第八条 条例第九条の三第一項第一号及び第二号に規定する職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この条において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

ととなった職員で特別な事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

3 [略]

(支給要件の改正の場合の措置)

第八条 第二条に規定する職若しくは保健師の職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この条において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事委員会事務局審査給与課)